

令和5年度 第1回四街道市指定管理者選定評価委員会  
(福祉施設等合議体) 会議概要

開催日時	令和5年7月5日(水) 13:00～15:15
開催場所	四街道市役所 分館2階 入札室
出席委員	石村委員(会長)、森委員(副会長)、緒方委員、川上委員
欠席委員	古川委員
事務局	契約課:星課長、岩淵係長、橋本主任主事、影山主任主事
説明者	社会福祉課:岡田課長、加藤係長、北村主事 子育て支援課:能勢課長補佐 障害者支援課:坂本課長、志村課長補佐、宮内係長、石田主事
開催形態	公開
傍聴者	0人

会議概要

- 1 開会
- 2 会長あいさつ
- 3 諮問(指定管理者募集方法等審査依頼書をつけて諮問)
- 4 市長あいさつ
- 5 議事録署名人の選出(緒方委員、川上委員を選出)
- 6 指定候補者選定方法等について
- 7 議題  
指定管理者の募集方法等の審査
  - ①四街道市国民保養センター鹿島荘
  - ②四街道市総合福祉センター及び四街道市南部総合福祉センターわろうべの里
  - ③四街道市福祉作業所
- 8 答申(指定管理者募集方法等審査結果通知書をつけて答申)
- 9 その他
- 10 閉会

議題 指定管理者の募集方法等の審査

①四街道市国民保養センター鹿島荘

社会福祉課:(資料説明)

森 委 員:鹿島荘の募集方法を指名とする理由として、「3年6ヶ月という比較的短期間で採算をとらなければならないことから、サービス向上や経費節減等の指定管理者制度のメリットが損なわれる」としているが、どうい

意味か。

社会福祉課：長期間であればその分、採算を低く見積もることが可能であるが、3年6ヶ月という短い期間であること、鹿島荘自体が老朽化している施設ということもあり、採算をとる運営が困難であることから、指名としたい。

森 委 員：そうであればその旨を記載願いたい。

活動内容も少ない施設であり、指名でなくとも公募をしたとしても申請する事業者はないのではないかと思う。現指定管理者が他の施設の指定管理と併せてどうにか運営ができてきている状況であろうと思う。活動内容も少なく、老朽化が進んでいる施設の管理をお願いしている指定管理者には申し訳ない気持ちもある。指名とするのはよいと思うが、施設の在り方を施設所管課に考えてもらいたい。特に、指定管理料の約4700万円を毎年支出するのはもったいないと感じる。

事 務 局：森委員から指摘いただいた指定管理料の支出についてであるが、毎年約4,700万円支出する訳ではなく、3年6ヶ月全体での指定管理料の上限額である。

森 委 員：決算書を見ると、単年でそれくらいの支出であったと記憶している。

社会福祉課：毎年、指定管理料を四半期ごとに前金払いしているところである。昨年度の実績では、年間で約1,200万円であった。

川 上 委 員：指定管理料の上限額は現行との比較では上がっているのか。また、賃上げや物価高騰が指定期間で進んだ場合、運営経費の上昇が懸念されるが、どのように対応するのか。

社会福祉課：今回の指定管理料限度額については、現行の協定額と比較すると高熱水費や人件費の上昇を受け、金額が上がっているところである。今後、最低賃金が上昇した場合等は、指定管理者と協議したうえで、変更契約を行うこととなる。

石 村 会 長：他に意見等はあるか。なければ、四街道市国民保養センター鹿島荘に係る指定管理者募集方法等について適否を審査する。

募集方法は「適当」とし、添付の資料に対する付帯意見は「特になし」でよいか。

委 員 各 位：異議なし。

石 村 会 長：確認のとおり（原案資料に基づき指名）決定し、審査結果通知書を作成する。

## ②四街道市総合福祉センター及び四街道市南部総合福祉センターわろうべの里

社会福祉課：（資料説明）

森 委 員：総合福祉センターとわろうべの里については、以前は指名であったが、会

長からも意見があり公募になった。総合福祉センターとわろうべの里については、生活圏が異なっている。それぞれに併設している包括支援センターや総合福祉センターは、社会福祉協議会が運営しており、わろうべの里の方はあさひ園が運営をしており、異なる団体が運営をしている。それならば、別々に公募したらよいのではないか。それぞれ異なる業者が指定管理者となれば、切磋琢磨するのではないか。委員会の会議は1つ案件が増えて大変だが、そのようにするのもよいのではないか。

緒方委員：別々にするという意見は賛成である。

川上委員：昨年、災害発生時に地域住民の避難所として使用した記憶があるが、間違いはないか。

社会福祉課：令和元年の台風の際には福祉センターとわろうべの里を避難所、昨年度の台風の際も、わろうべの里を避難所としていた。

川上委員：それを前提として質問する。募集要項の「3 指定管理者が行う管理の基準」において、その部分が網羅されておらず、災害発生時に対応する旨の記載がないがよいのか。避難所として使用する際は指定管理者は施設の管理を行うのか。

社会福祉課：避難所開設時は、市職員が従事する。指定管理者は日中の仕様に定めている時間帯は従事しているが、夜間は市職員にて対応することとなる。

川上委員：避難所で感染症が発生した際の責任は市にあるのか。それとも指定管理者にあるのか。

社会福祉課：基本的に市の責任となる。

石村会長：森委員から話があった福祉センターとわろうべの里を区分するべきではないかと考える。分けることが競争性の確保からも適当ではないか。行財政改革の観点からも競争性の確保は重要である。併せた形の指定管理であれば別の業者の参加は困難である。今回は資料のとおりでよいと考えるが、次の選定に向けて改めて市の方針を確認する必要があると考える。

森委員：毎年度の評価の際も苦慮している。

石村会長：現行のように一体化した方が費用を抑えられるという考えもある。そのうえで、検討してもらいたい。付帯意見として、検討を要望する旨を掲載することは可能か。

事務局：本答申の付帯意見としては、次回選定時の内容となるためすぐわないと考える。しかしながら、5年後の選定に向けていただいた意見について施設所管課において検討することは可能だと考える。

石村会長：今の意見について市長に伝えて、市長の意見を聞いてもらいたい。

事務局：平成30年度の選定時にも同様の意見があった。その際も事務局から説明をしたところであるが、福祉センターとわろうべの里については市内において線路を挟んで北部と南部に位置しており、サービスに差が生じること

のないよう、併せた形態での指定管理を行っている現状がある。その部分と意見としていただいた競争性の確保の観点を比較する必要がある。

石村会長：他に意見等はあるか。なければ、四街道市総合福祉センター及び四街道市南部総合福祉センターわろうべの里に係る指定管理者募集方法等について適否を審査する。

募集方法は「適当」とし、添付の資料に対しての付帯意見は「特になし」でよいか。

委員各位：異議なし。

石村会長：確認のとおり（原案資料に基づき公募）決定し、審査結果通知書を作成する。

### ③四街道市福祉作業所

障害者支援課：（資料説明）

森委員：今回は公募するという事で、募集要項の「6 申請書の資格等」において、現指定管理者に雇用されている支援員が継続した雇用を希望する際に、積極的な雇用をお願いする旨が記載されているが、この部分は新しく追加したのか。

障害者支援課：そのとおりである。

森委員：前回、統合する際に指名とした理由として、統合により利用者への混乱を抑えるためとしていた。そのうえで、先程の文言を追加したうえで公募にしたのは大変よいと思う。あらゆる選択肢を持ったうえで選定することがよい。今回、公募ということでしっかりプレゼンテーションをしてもらい、やる気のある事業者が申請することを期待したい。

緒方委員：競争になるのか。

事務局：公募した結果、2者以上の申請があった場合は競争となる。

森委員：8月に公募するという事で間違いないか。

事務局：そのとおりである。8月1日号市政だより及び市ホームページへの掲載にて公募を行うこととなる。

緒方委員：福祉作業所はグループホームではないため、利用者の送迎を指定管理者へお願いする必要もあり、その点も含めて公募するのはやむを得ないと思う。

川上委員：質問である。協定書に記されている人物と業務仕様書に記されている人物の同一性、関連性を尋ねる。協定書第13条に「監督職員を置くことができる」と記載されている。協定書第14条に業務主任者は設置するとされている。業務仕様書の「7 責任体制」において「責任者として所長を1名設置する」とされている。この関連について説明いただきたい

い。監督職員を置くことができるとしているが、置かねばならないが適当ではないか。

森 委 員：利用者人数によって何名と記載ができない部分があるのではないか。法律などによって規定があると思われる。

障害者支援課：法律に則り、協定書を作成しており、前回選定時から変更があった内容ではない。業務主任は仕様書でいう所長となる。そのうえで何名配置するという内容を仕様書に記載している。また、協定書第13条の監督職員については、甲が置くものである。甲は市であるため市が設置することができるとしているものである。

川 上 委 員：甲が監督職員を設置するならば、誰が監督職員になるのか。

障害者支援課：当課で監督職員になれる者が就くのが適当であると考えている。

石 村 会 長：他に意見等はあるか。なければ、福祉作業所に係る指定管理者募集方法等について適否を審査する。

募集方法は「適当」とし、添付の資料に対しての付帯意見は「特になし」でよいか。

委 員 各 位：異議なし。

石 村 会 長：確認のとおり（原案資料に基づき公募）決定し、審査結果通知書を作成する。

答申後、閉会